

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県議会の議員、執行機関である委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、<u>法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。）の規定の例による。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県議会の議員、執行機関である委員会の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、<u>法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、この条例による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。